

令和5年度 豊の国8020運動推進協議会 次第

日 時 令和5年11月22日（水）16:00～

場 所 大分県歯科医師会館会議室

1 挨拶

2 議 題

- (1) 次期大分県歯科口腔保健計画 素案について
- (2) 令和5年度豊の国8020運動推進事業等について
- (3) その他



豊の国8020運動推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 歯の健康は活力ある人生80年を送るための基本であることから、大分県地域保健協議会と協議連携のうえ、歯を失う原因である「う蝕」、「歯周疾患」等の予防対策や咀嚼、咬合、構音、嚥下等に係わる歯、口腔の重要性の普及啓発を各ライフステージに合わせて展開することを目的に豊の国8020運動推進協議会を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- ① 8020運動推進計画の策定
- ② 8020運動推進にあたっての指導、助言
- ③ 8020運動推進特別事業の評価・検討
- ④ その他、必要な事項

(組織)

- 第3条
- 1 協議会は委員15名以内で組織する。
 - 2 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は会長が召集し、協議会の議長は会長をもって充てる。

(代理)

第6条 委員である者が協議会に出席できない場合は、その協議会当日のみ代理の者を委嘱された委員に代わり委員と認めるものとする。

(意見聴取)

第7条 協議会は必要に応じて、学識経験者及び関係者から意見を聴取することができる。

(部会)

第8条 協議会は専門的な事項の検討を行うため部会をおくことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部健康づくり支援課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は平成19年 2月15日から施行する。

この要項は平成23年 3月17日から施行する。

この要項は平成28年 4月 1日から施行する。

豊の国8020運動推進協議会委員名簿

(氏名50音順)

委 員 (任期 R5. 8. 1～R7. 7. 31)		
所属 職名	氏 名	備考
大分県看護協会 常務理事	上野 千賀子	
大分県医師会 副会長	植山 茂宏	
大分県栄養士会 会長	緒方 雅子	
大分大学医学部 歯科口腔外科 教授	河野 憲司	
大分県歯科衛生士会 専務理事	川村 佳美	新
市町村保健活動研究協議会 教育担当理事	木本 誠実	新
大分合同新聞社 執行役員編集局 副局長	佐々木 稔	新
大分県歯科医師会 地域福祉担当理事	三宮 一仁	新
健保連大分保健師看護師連絡協議会 会長	杉崎 愛希	
大分県PTA連合会 副会長	染矢 和陽	新
大分県歯科医師会 地域保健担当理事	谷口 之規	
大分県食生活改善推進協議会 会長	荷宮 みち恵	
大分県歯科医師会 会長	脇田 晴彦	

助言者

所属 職名	氏 名
大分県保健所長会 代表	糸長 伸能
大分市保健所 次長	白石 清美
大分県教育委員会体育保健課 課長	佐保 宏二
大分県福祉保健部医療政策課 課長	三好 一夫